

統計職員等の人材の育成・確保に関する検討事項について

平成 23 年 7 月 14 日

1. 統計法施行状況報告の記載内容及び各府省からの説明のポイント

- 統計職員への育成への取組
 - ・ 中核的職員の育成に向けた取組（人事交流、研修内容の充実、人事評価など）
 - ・ 国際社会で貢献できる人材の育成に向けた取組（国際統計研修、国際機関への派遣、国際的な統計プロジェクトへの参加など）
 - ・ 人材の育成・確保に向けた研究の取組（諸外国の事例調査研究の実施など）
- 学会等との連携（調査研究や検討会等での学識者との連携及び情報共有、人材育成における大学の講義等の活用、大学からの講師の招へい、職員の大学への派遣など）

上記の取組について、3. に示した昨年度の検討結果も踏まえ、特に 21 年度から変更・追加があった内容や 22 年度から実施することとされている内容を中心に各府省 2～3 分程度で説明。

2. 説明実施府省

人事院、内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

3. 「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」における統計職員等の人材の育成・確保についての第 3 WG 検討結果（取り組むべき統計整備の方向性）

総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を平成 22 年度から実施することとされている。また、各府省は、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する取組を平成 22 年度から実施することとされている。この取組、特に中核的職員の育成に当たっては、上記イの現状を踏まえ、以下のような方策も含めて検討を進める必要がある。

- (i) 統計の国際的な標準化などへの対応能力向上にも資するよう、政府横断的な研修機能の活用など、政府全体として統計職員の専門性向上に取り組むこと
- (ii) 政策の評価・分析など統計をより効果的に活用するための分析能力の向上を図ること
- (iii) 高度な統計分析の能力獲得を恒常的に行うための仕組みや、研修内容の充実を図ること
（例えば、留学制度の活用、比較的若い研究者を任期付きの常勤または出勤日数の高い非常勤として招へいすることなどを通じた職員との共同研究の実施、研修内容への大学及び大学院の講義の活用など）
- (iv) 他府省や研究者からの参加や研究成果の公表が差し支えないと考えられるシンポジウム、セミナー、研究会などの研究集会に関する開催情報・研究成果等については、ホームページを活用するなどして広く情報共有を図るとともに、研究集会に他府省の職員や一般の研究者が参加する機会を可能な限り提供し、相互の交流の促進を図ること